

事務連絡
令和6年1月26日

北陸農政局生産部
北陸農政局経営・事業支援部
各県災害廃棄物処理担当部（局） 御中

農林水産省農産局園芸作物課
農林水産省経営局経営政策課
環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

農林水産省、環境省の連携による農業用ハウス等に関する留意事項（周知）

令和6年能登半島地震により、各地で農業用ハウス等が倒壊し、生活環境や営農再開への影響が懸念されるとともに、被災した農作物の処理について問題が生じています。

今般、別紙のとおり農林水産省と環境省の事業の連携により、農地等から集積所まで撤去する経費を農林水産省が支援し、集積所からの処理経費を環境省が支援するスキームを構築するとともに、農業用ハウスの撤去を特に急ぐ必要がある場合は集積所を経由せずに処分する経費を支援することとしましたので、貴管内市町村に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

なお、その際集積所については、市町村の環境部局、農業部局等が調整して決定するよう、併せて周知をお願いいたします。

<連絡先>

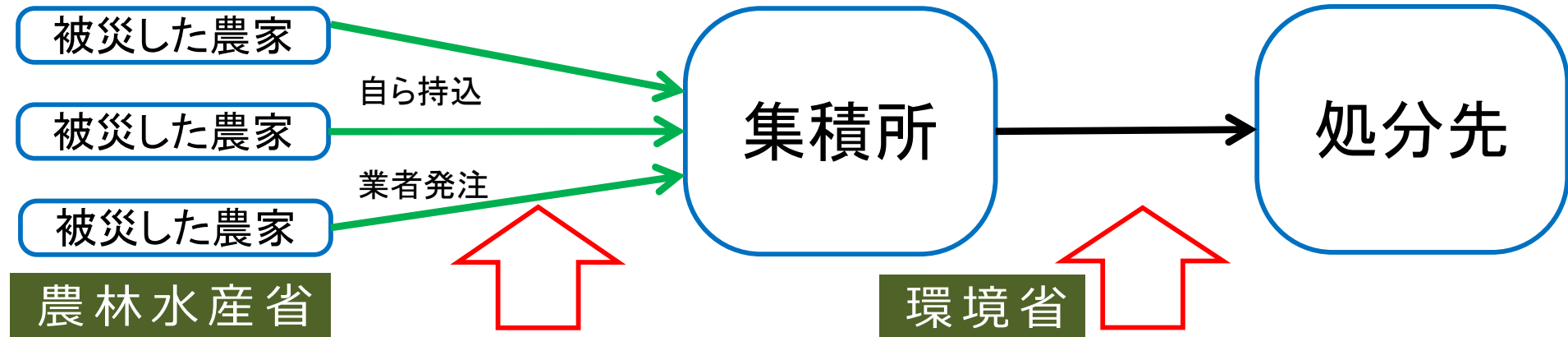
農林水産省農産局園芸作物課 担当：羽田、齋藤（施設園芸対策班） TEL：03-3593-6496（直通）	農林水産省経営局経営政策課 担当：鈴木、越後谷（担い手支援第1班） TEL：03-6744-2148（直通）
環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 担当：村越、安部（施設第2係） TEL：03-5521-8337（直通）	

1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウスや農作物等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合（農家が集積所まで持込（自力又は業者発注））



【被災ハウスの解体から運搬まで業者発注】

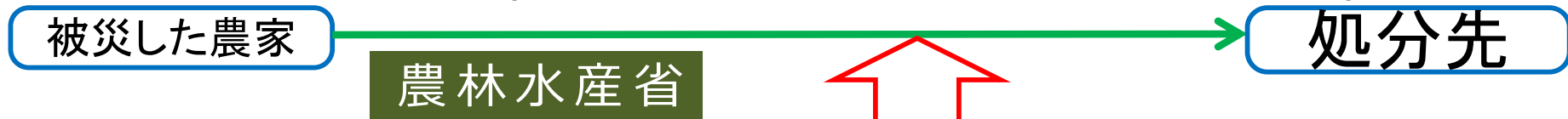
- ・強い農業づくり総合支援交付金(被災産地施設支援)(再建等とセット)
- ・農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(撤去のみも対象)

【被災ハウス資材の収集から運搬まで業者発注、被災した農作物や培地等の撤去】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

(2) 集積所を経由しない場合(農業者がハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



【被災ハウスの解体から処分まで業者発注】

- ・強い農業づくり総合支援交付金(被災産地施設支援)(再建等とセット)
- ・農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)(撤去のみも対象)

【被災ハウス資材の収集から処分まで業者発注】

持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)